

議案第 31 号

東郷町母子及び父子家庭医療費支給条例の一部改正について

東郷町母子及び父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 3 年 5 月 31 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、児童扶養手当法施行令の一部改正等に伴い必要があるからである。

東郷町母子及び父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例

東郷町母子及び父子家庭医療費支給条例（昭和53年東郷町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法」を「政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定」に改める。

第4条第2項中「健康保険の療養に要する費用の額」を「診療報酬」に改め、「した額」の次に「（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東郷町母子及び父子家庭医療費支給条例の規定は、令和3年3月1日から適用する。

議案の概要

1 改正理由

児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）の一部改正等に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 受給資格を判定する所得の範囲及びその額の計算方法に係る規定を整備すること。（第2条第3項関係）
- (2) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和3年3月1日から適用すること。